

【会計年度任用職員募集】 北区役所福祉課 家庭女性相談員

職務内容

- 1) 家庭児童相談に関すること
- 2) 要保護女子の早期発見、相談、調査、指導等に関すること
- 3) 配偶者からの暴力による被害者（被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。）の相談指導等に関すること
- 4) 妊娠に関する悩みに係る相談等に関すること
- 5) 女性の様々な問題に係る相談等に関すること
- 6) 前各号に掲げる職務に付随する業務に関すること
- 7) その他所属長が指示すること

雇用期間

令和6年3月31日まで

勤務状況により更新する場合があります。ただし、初回任用から4年を限度とします。

勤務場所

熊本市北区役所福祉課

熊本市北区植木町岩野 238 番地 1

勤務条件

- 1) 勤務日 原則として、毎週月曜日から金曜日までの週5日間
- 2) 勤務時間 午前9時15分から午後4時までの5時間45分  
(正午から午後1時までは休憩時間)
- 3) 週休日及び休日 土曜日、日曜日及び国民の祝日  
12月29日から翌年1月3日まで
- 4) 年次有給休暇 有り
- 5) 報酬 131,248 円円～146,754 円（直近4年の本市での経験年数を考慮し報酬額を決定します）
- 6) 報酬支給日 翌月10日（該当日が土日又は祝日の場合は、前開庁日）
- 7) その他 社会保険、厚生年金、雇用保険の適用があります  
要件を満たす場合、通勤費用相当額の支給があります  
期末手当の支給があります

応募資格

- 1) 任用に係る職の職務の遂行に必要な知識及び技能を有していること、又は女性及び家庭に関する相談業務の経験が認められること
- 2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること

3) パソコン（ワード、エクセル）の基本操作ができる方

4) 普通運転免許（AT 限定可）をお持ちの方

※次のいずれかに該当する方は申し込みできません。

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・熊本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

・元熊本市職員（任期付職員等は除く）であって、令和5年（任用年度）3月31日時点で65歳以上の者

募集人員

1名

応募期間

随時

応募方法

熊本市北区役所福祉課まで履歴書（写真付）を持参もしくは郵送ください

選考方法

個人面接（面接日時は後日連絡）

問い合わせ先

熊本市北区植木町岩野 238-1

熊本市北区役所福祉課 福祉相談班

電話 096-272-1118